

# 建設業者監督処分簿

## 1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	和田建材株式会社	代表者氏名	和田 行泰
主たる営業所の所在地	蒲郡市三谷北通五丁目134番地		
	愛知県知事許可（特-27）第47071号	許可を受けている建設業の種類	土、と、石、鋼、舗、浚、塗、水、解

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	平成30年3月8日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部			
2 停止を命ずる期間 平成30年3月26日から平成30年3月28日までの3日間			
処分の原因となった事実			
和田建材株式会社及び同社の従業員は、平成27年7月16日に豊橋簡易裁判所において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）違反により法人につき罰金30万円、従業員につき罰金20万円の略式命令を受け、平成27年8月4日にその刑が確定している。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			